

平成18年11月22日

浄化槽工事業者 様

社団法人 徳島県環境技術センター
会 長 寒 川 喜 義
(公 印 省 略)

浄化槽設置時の嵩上げ工事について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、浄化槽の嵩上げ工事については、平成9年度の【徳島県浄化槽取扱要綱】の改正により、《マンホールの嵩上げは30cmを限度とする》とされておりますが、一部基準に曖昧な点があるところをご指摘を頂いておりました事から、再度県と協議した結果、平成18年12月1日以降に浄化槽設置届出書が受理された施設につきましては、下記の扱いと致しますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 嵩上げ基準の適用と測定方法について

【嵩上げ部分30cm以下】の基準が適用されるのは、50人槽以下の小型合併処理浄化槽が対象です。浄化槽法第7条検査実施時（使用開始後3～8ヶ月の間）に最終仕上げのGLまでが30cmを超えていた場合は、従来どおり不適正の判定となります。

また、嵩上げ部分の計測方法は、《別添図1》のとおりと致します。

2. 上部に傾斜がある場合の判定について

a) 縦方向（流入 放流方向）に傾斜がある場合

《別添図2》の扱いとし、嵩上げ最大部分と最小部分の平均値が30cm以下と致します。

b) 横方向（流入 放流方向に直角方向）

《別添図3》の扱いとし、マンホール内の最大部分と最小部分の平均値が30cm以下と致します。

3. 上部ピット構造について

上部に設けているピットが小さく、ピット内で作業が出来ないケースがあります。ピットを設ける場合は、《別添図4》のように、ピット内でマンホールの開閉や内部設備の確認や調整等の維持管理作業が容易に実施できるスペースの確保が必要です。

なお、ご不明な点等ございましたら、施工前に下記までお問い合わせください。

----- 問い合わせ先 -----

社団法人 徳島県環境技術センター 検査部
TEL 088-636-1234
FAX 088-636-1122